

市民相談のご案内

相談の秘密は堅く守ります。市民相談人権課へお電話でお申込みください。

市民相談人権課 ☎82-5128

場所	相談の種類	相談の内容	申込方法	相談日	相談時間	相談員	
市役所 教育庁舎1階	一般	日常生活の困り事など	随時	土・日・祝日を 除く毎日	8:30～ 17:00 (12時～13時除く)	担当職員	
	司法書士	登記・相続等	相続等登記・手続などに関する相談	当日午前8時半から正午まで電話で受付(先着6名)	毎月 第3水曜日	13:00 ～ 16:00	司法書士
		債務・登記・相続等	債務等に関する相談 相続等登記・手続などに関する相談	債務相談は、事前相談を受けた方(4名まで) その他の相談は、債務相談に空きがある場合、当日の10時から正午まで電話で受付	毎月 第4水曜日		司法書士 (認定)
	税理士	相続税、贈与税、所得税、譲渡所得などに関する相談	当日午前8時半から正午まで電話で受付(先着6名)	毎月 第2金曜日	税理士		
	行政	国・県などへの意見や要望	当日午前8時半から正午まで電話で受付(先着6名)	毎月 第1木曜日	行政相談委員		
	不動産	土地、建物の取引や賃貸などに関する苦情や相談	当日午前8時半から正午まで電話で受付(先着6名) <持ち物> 契約書、図面など (内容が分かるもの)	毎月 第2月曜日	宅地建物取引士		
	建築	家の新築やリフォーム、修理などに関する相談	当日午前8時半から正午まで電話で受付(先着6名)	偶数月 第3月曜日	技能士		
	法律	相続や離婚、金銭トラブルなど日常生活上の法律問題 営業や事業にかかる相談はできません	前日(前日が休日の場合は直前の平日)午前9時から正午まで電話で受付	週1回 相談日は裏面に掲載	13:00～ 16:00	弁護士	
			[申込み多数の場合抽選 定員 [平日]6名 [土]5名]	毎月 第3土曜日	9:30～ 12:00		
	年金・社会保険	年金や社会保険、労働災害などに関する相談	当日午前8時半から正午まで電話で受付(先着6名)	毎月 第1火曜日	13:00 ～ 16:00	社会保険 労務士	
	行政書士	成年後見制度、遺言、相続などに関する相談	当日午前8時半から正午まで電話で受付(先着6名)	毎月 第2火曜日 第4月曜日	行政書士		
	消費生活 〔消費生活センター〕	商品やサービスの契約トラブルに関する相談と情報提供	随時 直通電話 82-5181 (消費生活センター)	土・日・祝日を 除く毎日	9:00～ 16:00 (12時～13時除く)	消費生活 相談員	
	市民生活	近隣関係のトラブルなどの相談	随時	土・日・祝日を 除く毎日	市民生活 専門相談員		
マンション管理	管理組合の運営、規約、修繕、積立などに関する相談	当日午前8時半から正午まで電話で受付(先着3名)	毎月 第4月曜日	13:00～ 16:00	マンション 管理士など		
人権	人権・プライバシーの侵害などに関する相談	前日午後5時まで電話で受付(先着3名)	毎月 第2、第4木曜日	13:00～ 16:00	人権擁護 委員		
	女性の悩み 〔女性相談室〕	夫婦・家族の悩みや配偶者などからの暴力の相談など	【電話相談】 ※第2土曜日のみ事前予約制 直通電話 83-1812 (女性相談室) 【面接相談】事前予約制 電話 82-5128 (市民相談人権課)	毎週 月・火・水・木曜日 毎月第2土曜日 (祝日を除く)	10:00～ 15:00 (12時～13時除く)	女性相談員	

新型コロナウイルス対策で、女性の悩み相談の一部を除き、「市役所教育庁舎1階相談室」で行っておりますので、ご注意ください。詳しくは市民相談人権課へお問い合わせください。

相談カレンダーは広報はだのホームページ「暮らしの相談」にも掲載しています。

相談は市内在住、在勤、在学の方を対象とします。なお、営業や事業にかかる相談はできません。

相談日が休日等により上記と異なる場合や、新型コロナウイルス感染防止対策等で相談が中止又は変更になる場合があります。